

良心の証言

良心の証言は、元々は、西洋の哲學家であるチャーチル・スミスの著書である。この書籍は、第二次世界大戦中の日本に対する敵対行為に対する抗議として、1942年に出版された。著者は、日本が中国に対して行った虐殺や強制労働などの行為を強く非難し、日本が戦争を起したことを正義のためのものと主張する一方で、日本が戦争によって多くの犠牲者を出したことを理解する立場を取っている。また、著者は、日本の軍事行動が世界の平和と秩序に脅威となることを指摘している。この書籍は、日本に対する敵意を抱く人々に向けたものであり、日本政府や人民に対する敵意を抱く人々に向けたものである。

チャーチル・スミス

“さて私達が、この世で、ことにあなたがたに対し、人間の智恵によつてではなく、神の恵みによつて、神の神聖と真理とによつて行動して来たことは、實にわたしたちの誇りであつて、良心のあかしするところである。わたしたちが書いていることは、あなたがたが読んで理解出来ないことではない。それを完全に理解してくれるよう、私は希望する。

すでにある程度わたしたちを理解してくれているとほり、わたし達の主イエスの日には、あなたがたがわたしたちの誇りであるように、わたしたちもあなたがたの誇りなのである。私は、今尚私と年齢や世代を同じくする、大多数のアメリカ人と同様に大国民として、恥とす可き罪の感じを受けて苦しんでいる。なんとなれば、私自身が、我等のアメリカ民主觀を、一九四二年三月一日に、ジョン・エル・ディウイット將軍の形成した「軍事地域」そしてその第一軍事地域より、日系人の自發的移転の強要などしたことを、正しく理解したかど

うかが確實でなかつたためである。

其頃の私は、まだ十五才であつた。故に、行政法九〇六六や、民法五〇三がなんであるかを解していなかつたと思う。間違ひなく、私はアジア人でないと言ひ得るよう、私は正しく、アメリカ人であつた。十五才の愚かさは、アメリカに生れた日系市民と、表面的には日本で生れた日本人の表面的忠誠などに對して、正しい見解を持ち得なかつた。そして私は、補足し、又補足し得ない事柄の宣伝、即ち一人種は他の人種に優るとか、又或政治的的理想や、形體が他に優ると言つたような教育を受けた時代の人間であつた。

勿論私には、キリスト教信仰の堅い根が下されていた。そして、國民の多數はキリスト教徒であり、少なくともキリスト教的信仰を基本とするものとして受け入れていた。そこには市民のたれもが、二重の立前をもつていた。昔の小数特權階級時代は、それでもよかつたであろう。

斯くのごとく、私が当時もつていた（今尚もつてゐる）キリスト教国としてのアメリカに対する変更し難い信念を持つていた。其頃の私は、我が人種（黒人）が、人権の尊貴を樂しみ得ざりし、不徹底さを認め得なかつた。たとえば、同じ学校えの通学、いかなる処にも自由に生活し得るとか、又は教育、技術、就職の権、選挙権や汽車内の食事、其他旅行、食店の自由食事、投宿、自由と生存権等々を認め得なかつた。併し今は、年も取り、そして、より智からん事を願つてゐる。

私が十五才の頃に、知らなかつたことを、今はたくさん学んでいる。又キリスト教の信仰や、アメリカに対する信念も深まつて來た。併しキリスト教がその昔実行せし、完全なキリスト教であるとは考えていない。そしてアメリカも嘗つてのアメリカとは考え得ない。だが、このキリスト教と、このアメリカのために、私は我が良心の証言をなす可く決心したのである。

我が良心は自分に足りない点のある事を認めるように要求している。そして、足りなさを承知しながら。私は（知らずして）或形の罪を我が兄弟や姉妹に対して犯した。何故となれば、未熟の私は一九四一年頃のキリスト教が、日系人の兄弟姉妹達にした事が間違ひであつた事に思ひが至らなかつたゝめである。

我等の仲間の或る者は言つた“何故こんな事を再び持出すか”と、又或る者は“苦しい記憶は、寧ろ忘れた方がよい”と、併し私がシアトルの市民達によつて、誇りと恥が公に示されたのを見る時に、又加州の歴史館の行政法九〇六六が何であるかを読んだり、又バーバラ田辺の優勝したTV「ミネドカに於ける隔離」や理論と人種による罪の製作品、又私が直接聞いたり、ビル細川の「二世」や「沈黙のアメリカン」等を読むと、転住の件に強い圧迫感を感じざるを得んのである。そして不正であつたと思はず知らず叫んだ。

私共はアメリカを全国民の珊瑚だと言つた。我等の間には、昔流の珊瑚觀を好まないもの

もいる。珊瑚は一人一人が、文化や人種的特徴を丸めて、アメリカと言う形に、言葉も文化も、生活様式も失はれる結果を予想しての提唱であつた。

斯かる古い珊瑚觀は、或る人、殊にヨーロッパ人や白人には出来るかも知れないが、今では斯かる見方の珊瑚觀は不合理となつて來た。

私は何よりも、それが転住の悲劇を起した責任のように思う。一方では凡ての人は神により同等に造られたものだと言ひ、そして彼等は彼等の創造主（神）より取りはなし難い権利（生命、自由、又幸福を追ひ求める）が与えられている如く信じてゐる。我等はあの病的興奮時に、アメリカの平等主義と言う珊瑚から、彼等の自由や幸福を追ひ求める道を取り去つた事を見出した。それは或る意味において彼等の生命をも…

この特記す可き文化が、アメリカ人の群を総合的な美しいものとせしにもかゝわらず（珊瑚說におゝわれ）それが人間としての氣品や、米人としての忠誠心をこわしたと思う。

私は長年の後に、この問題を持出して、収容所や転住所に対する注意や、再検討に注目する必要を述べたゝめに煽動者（外の言葉でも）と呼ばれた。

併し私は信じる。それは我等凡てのアメリカ人、殊に救ひの自由を説く宗教を信ずる者は、良心的に、誰でも不公平な自由の取扱ひを受けた歴史を認め、キリスト教民主主義完成のために、再び斯かる事のないようす可きである。

私は今のアメリカは、日系の兄弟姉妹達に、満全の自由と平等を背負はされてゐると信ずる。何もかも好くなつたと言うような、あいまいな態度を、これ以上持つことは出来ないと信ずる。事実のところ、我等の間に、ある人々は、彼等がそれをなしとげたと感じてゐる。もしそうであるならば、それでよい。併し私は、我が兄弟姉妹達の中で、誰かゞそしられてゐる間は、良心的に安じることが出来ない。私は私のＴＶ時事批判にて、不完全な人種主義が、日系市民に対立せしめられていることを感じたと申しました。そしてそ

れは抑留所行きの命令が発しられてより卅年も後の事である。例をあげれば、シアトルの植物園内にある日本茶屋破壊の件、日本に対する人種的及び国家的憎悪の宣伝広告、加州及び華州の公務員達が“ジャップ”と呼ぶ事を当然な事のように思つたこと、ワシントンDCのジョン・ウイルソン弁護士が日系上院議員に向つて“あのジャップ”と言つたことや、罪に問はれて副大統領の要職を辞したスピイロ・アグニュー氏が、一米人記者に“あの肥えたジャップ”と言つたこと、又喜劇役者バブ・ホープが、昨年の全国ボーカルスカウト大会で言つた笑談、それは凡てのアメリカ人えの侮辱であつた。特にシアトルの日系ボーカルスカウト指導者ベン・中川に対しても等である。

私の受取つた代表的手紙だと思うのは（署名無しの手紙）「我等はあなたが、煽動を初めるまでは、我等の“ジャップ”と好くやつて來た。彼等はあなたが、彼等を保護することを望まない」との書簡であつた。署名のある手紙も紹介したい。其の内の言葉は“何もジャッ

プはジャップだと言つても悪いことではない”又、近所に住んでいる一老夫人は“私はジャップと言わても気にしない”と言られた。其の外にアメリカで有名なユーモア家（バブ・ホープ）が“私共はよく人の名を、面白半分に略して言う事もあるから”と言うような批判家もある。

一つの出来事でも、それ自体を取りあげて考えると、それが国民的警鐘の源をなしているような事に考え方及ぼさない場合がある。併し反日本人事件を取り上げるならば、考え方アメリカ人ならば、必ず、この件が、有害な国家的形をなすことに注意を注がねばならん。殊にアメリカのキリスト教会は、積極的に、市民に対する人種的偏見を取り除かねばならない。何となれば、最終的には、我等の中の誰かが束縛されている間、眞の自由はあり得ないからである。

私はアイクと言う一人の友人を持つてゐる。彼は池田次男君である。彼は私を招いて、今日のこの奉仕（礼拝説教）をするようにしたのである。そのアイクから数日前に手紙をいた

だき、為佐稔と称する一青年の裁判事件に注意するようとにとすゝめられた。私がこの事件に目を注ぎ、強く感じさせられたことは、我が国、すなわち米国の恥や、乱されたる正義と公平觀であつた。そして、好く統合された若い六十三人のアメリカ人（稔をも含む）が、強くアメリカを信ずる信念をもつて、凡てを捧げても、アメリカの作つた抑留所や、又其所の市民達に徵兵登録を強要せし不徹底さを証明せんとした行為に深い感激を覚えた。この青年達に対する私の感激は筆紙に書き記し得ん程であつた。と共に私は私の最高の讚辞を第二世界戦争の戦場に、身をさらし、勇敢に戦つた四四二部隊の一世人達に捧げたい。

為佐稔と外六十一人の兄弟達の行動は、唯單なる勇氣の動きでなく、それは彼等の主張である、アメリカの誤つた正義の表現が『軍事上必要なり』と言う、言ひわけの下に、米国民である彼等を強制的に抑留所に入れたことや、種々の被害と、侮辱を加えられた事に関する良心からの証言であつたと思う

為佐稔と彼の友は皆日系市民であつた。彼等は心ならずも、ワイオミング州のハートマウンテン転住所に連行されたのであつた。転住所行きに先き立ち、彼等は他の米国市民と同様に所属徵兵局に登録した。転住後、彼等は皆敵国外人として、4C級に編入された。ところが後日、又もや変化を加え、今度は1Aとされた。この改められた1Aを受け取つた稔君は早速徵兵局に以下の如き手紙を送つた。

「私は徵兵局より1A級に再編された通知を転住所で受取りましたが何故の変化でしようかお答え下さい。私がまどうていることは、軍部が日系市民に対して質問書一〇四一Aに記入すべき教示を与えなかつたのではないかと言うことです。

過ぎ去つた、凡ての強制引揚は、法務長官ビドル氏と判事デンハム氏に従えば間違ひであつたと記されている。しかるに、今に至るまで、議会は完全なる市民権回復や、迫害の調節や、強制立退きの損害に対しても、何等の措置を取つていない。事実のところ、或議員や、要職にある人々の間には、凡ての日系人を送還しようとする運動さえもある。凡て、これら

の行動は、法律の正当なる道すじによらず、又米国の憲法及び民権の条項に反するものである。それは我等市民が、市民権を中絶されたものゝ如く見られる。

私は「忠誠」とは市民と彼の国との契約だと信ずる。人は国のために戦はねばならない。だが一面、基本的には、民主国家の市民としての特権が調和され、憲法にて定義されているように、民権に基くものでなければならぬ。そうでなければ、目的のない戦ひとなる。

今や米国の法務省と内務省から、法的な進行を得る道が認められ、日系人の現在及び将来に対する有り方が明らかにされて來た。故にそうした事柄が明らかにされ、正しき決定が出来るまで、私の願ひは、軍隊に入ることを猶予していただきたいことである」

以上のような、行きとゞいた、為佐君の公平と正義の訴えにもかゝわらず、遂に、彼の入隊を命令して來た。彼等はそれを拒つた。彼等は遂に、故意に入隊を拒んだ理由で罪に問はれた。

彼等の持つた確信は、一九四五年三月十二日付で、第十区法廷により支持された。けれども、米国最高裁判所はこの件の審議を、同年五月廿八日に拒絶した。

巡回裁判では、この青年達の忠誠を明らかに認め尋問の余地はないとした。併しその当時の転住所内の人身保護律が、どれ程自由の結果をもたらすかに就いては、疑ひがあつた。そして、転住所内の人身保護律は何もなし得なかつた。そこで彼は、彼自身の決心で「法的命令」に服従しない道を選んだ。何故ならば、彼の人権が犯されたからである。

二つの間違ひは一つの義を作らない如く、人は政府の法的召命に注意を注がずして拒ることはしない。何となれば、其は彼自身を傷つけるからである。

米国市民は上訴の権をもつ。彼は他の市民がなした如く、軍務の義務を持つた。彼が日系市民であることや、彼の憲法的民権が犯され、転住所に送られたことなどが、この負目を解消されたとは言えない。

私の知つてゐる限り、為佐稔君と彼の友は獄につながれた。彼は心から、キリスト教国アメリカにては法律や、法規は基本的に公平に行われると取つた。それは又、或人々によつて信じられた如く、どんな恥や苦しみが、確信に加えられようとも、又獄に入れられても、凡て、一九四七年に発布された大統領ツルーマンの釈放令によつて克服されたように、解放を信じた。

稔君の入獄は、私には不名誉と見られない。稔君と彼の友が、勇気と力と良心を注いで、強く、事件を展示したことに心を留めるのである。

最後に聖パウロのコリント人への手紙

“私達がこの世で、殊にあなたがたに対して人間の智恵によつてではなく、神の恵みにつて、神の神聖と真実によつて、行動して来たことは、實に、わたしたちの誇りであつて、良心のあかしするところである”ことをつけ加えたい。

チャーレス・ズミス

この一文は、一九七四年七月廿八日に、シアトル ブレイン記念合同メソジスト教会（日本人）にて述べられた、前キング郡上級裁判所判事、今のKOMO・ラジオ及びTVの批判家且又華州大学法学部副部長であり教授であるチャーレス・ズミス氏の説で、為佐稔君の行為を是認し又賞讃した一文である。

為佐宇八氏の友人、池田次男氏は、アトランチック街センターの主事にて、日米人間の著名な社会運動家であり、米国の正義観を是正する事に熱心な人物である。彼の奉仕、彼の貢献は唯にシートルばかりでなく、全米の社会運動家の間で認められ、しばしば大会講師として招かれ、よい働きをしている人である。彼は日系人の転住所送りを中心に、米国人に、市民権を所有する日系人に対する政府の不当なる行為の反省を求めてゐる一人である。人種の調節を計り、神に基く、眞の自由と公平のために常に奉仕している立派な一世指導者である。